

平成22年度第1回千葉市救急業務検討委員会

日時：平成22年5月17日（月）
19時00分～

場所：千葉市消防局（セーフティーちば）
7階「作戦室」

次 第

1 開 会

2 議事概要報告

「平成21年度第4回千葉市消防局救急業務検討委員会」議事概要

3 議 題

議題1 委員長の選出及び職務代理者の指名について
（千葉市救急業務検討委員会設置条例第4条第1項、第2項及び第4項関係）

4 報 告

報告1 消防局組織改正について

報告2 「指導救命士」の指名について

報告3 「一般救命士の再教育病院実習」について

報告4 指令センター共同運用に伴う「千葉市消防局指令センター医師常駐体制」
に関する千葉市救急業務検討委員会の見解について

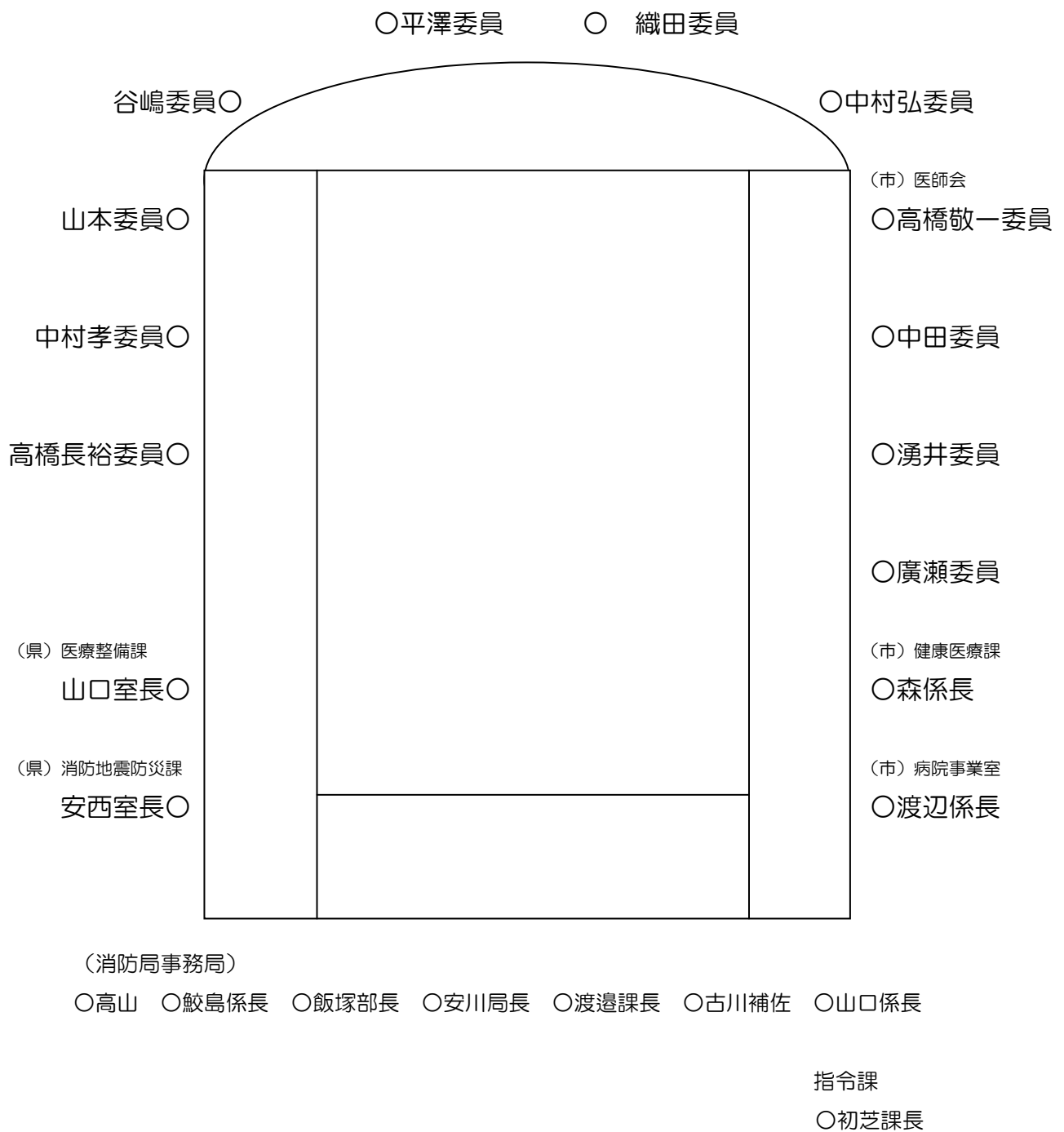
報告5 救急隊と航空救急隊の同時出動体制の運用について

報告6 平成22年度委員会・専門部会開催予定について

5 その他

平成22年度第2回千葉市救急業務検討委員会開催日程について

平成22年度第1回千葉市救急業務検討委員会席次表



平成21年度第4回「千葉市消防局救急業務検討委員会」議事概要

開催日時	○ 平成22年3月1日（水） 19時00分 ～21時00分 ○ 千葉市中央区長洲1-2-1 千葉市消防局（セーフティーちば） 7階「作戦室」
出席者	○ 委員（10名） 平澤 博之委員長、織田 成人委員、増田 政久委員、中村 弘委員 遠藤 毅委員 竹田 賢委員、山本 義一委員、中村 孝雄委員 中田 泰彦委員、湧井 健治委員、廣瀬 彰委員 ○ その他 事務局：北山消防局長、飯塚警防部長、片岡救急救助課長、小坪救急救助課長補佐、古川救急係長、山口主査、小暮司令補、新濱士長、植田士長、糸井指令課係長 オブザーバー 「救急救命士の再教育に関する専門部会」 仲村 将高部会長 千葉県：入交医療整備課長（中澤副主査代理出席） 八田消防地震防災課室長 千葉市：太田健康医療課係長
議題	1 一般救命士の再教育計画について 2 「指導救命士について」 3 気管挿管認定救急救命士・薬剤投与認定救急救命士の再教育実施結果について 4 平成21年中の指令センター常駐医師運用状況について 5 「千葉市救急業務検討委員会設置条例」の制定について
会議概要	○ 平成21年度第3回千葉市消防局救急業務検討委員会議事概要報告 平成21年12月17日（木）に開催された、平成21年度第3回千葉市消防局救急業務検討委員会の議事概要については、平成21年度第4回千葉市消防局救急業務検討委員会の会議資料として、各委員あてに事務局から事前配布されていたことから、議事概要に関する疑義、意見等はなく承認された。 ○ 一般救命士の再教育計画について 一般救命士の再教育計画について時間数をはじめ、病院実習、消防学校における集合教育、その他の日常的な教育といった教育区分に基づく教育内容等について事務局より順次説明を行った。 前回の本委員会において委員よりトリアージの教育について要望があったことから、病院実習時に医師からトリアージに関する教育はできないものか、またトリアージの教育を実施するのであれば夜救診で病院実習をすることがふさわしいのではないかと意見が出されたが、審議の結果、現時点ではいず

会 議 概 要	れも対応は困難であるとのことから消防学校における日常的な教育の座学の中で実施することとされた。 また、病院実習において気管挿管及び薬剤投与の認定を受けている救急救命士が再教育の病院実習で気管挿管及び薬剤投与が実施できないことについて、今後、総務省消防庁へ照会する等、整合性を図るべきとの意見が出されたが一般救命士の再教育計画については承認された。 ○ 「指導救命士」について 「指導救命士」の導入経緯、目的、業務、要件、審査、人数等について事務局より説明を実施した結果、「事後検証」の促進等も指導救命士の業務の中に加えることで承認された。 ○ 気管挿管認定救急救命士・薬剤投与認定救急救命士の再教育実施結果について 平成21年12月に千葉市消防学校で実施した「気管挿管認定救急救命士の再教育」及び「薬剤投与認定救急救命士の再教育」の実施結果について事務局より報告された。 今後は救急救命士個々の救急活動履歴をデータとして管理し再教育を実施する際に活用すべきではないかとの意見が出された。 ○ 平成21年中の指令センター常駐医師運用状況について 平成21年中の指令センター常駐医師運用状況について事務局より報告されるとともに、平成25年度には共同指令センター運用開始に伴い、指令センター常駐医師の業務拡大等について検討する必要がある旨、報告された。 ○ 「千葉市救急業務検討委員会設置条例」の制定について 当局の千葉市消防局救急業務検討委員会については附属機関の見直しがあり今後は条例に基づき本委員会を設置することとされた。これにより名称が「千葉市救急業務検討委員会」に変更となるが運営自体は特に変わることなく現行どおり行う旨、報告された。
--	--

議題 1

件 名 : 委員長の選出及び職務代理者の指名について

議案要旨 : (1) 委員長の選出について

千葉県救急業務検討委員会設置条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、委員長の選出についてご審議をお願いします。

【千葉県救急業務検討委員会設置条例】※抜粋
第4条（委員長）委員会に委員長を置く。
2 委員長は委員の互選により定める。

議案要旨 : (2) 職務代理者の指名について

千葉県救急業務検討委員会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

【千葉県救急業務検討委員会設置条例】※抜粋
第4条（委員長）
4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

審議資料 : 資料1 「千葉県救急業務検討委員会設置条例」
資料2 「千葉県救急業務検討委員会委員名簿」

千葉県救急業務検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉県救急業務検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、及び検討する。

- (1) 医師による救急救命士に対する指示、指導及び助言並びに救急隊員に対する指導及び助言に係る体制に関する事項
- (2) 救急活動の事後検証及び評価に関する事項
- (3) 救急隊員の教育及び訓練に関する事項
- (4) 救急業務に必要な医療機関との連携に関する事項
- (5) その他救急業務に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 関係団体を代表する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 専門部会に、当該専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 第3条第5項の規定は、臨時委員について準用する。

7 専門部会に専門部会長を置き、専門部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

8 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。

9 第4条第4項、第5条及び前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第4条第4項中「委員長があらかじめ指名する委員」とあるのは「専門部会に属する委員及び臨時委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者」と、第5条第2項中「半数以上の委員」とあるのは「委員及び臨時委員の半数以上」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席した委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が委員長の同意を得て定める。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

千葉市救急業務検討委員会委員名簿

(平成22年4月1日)

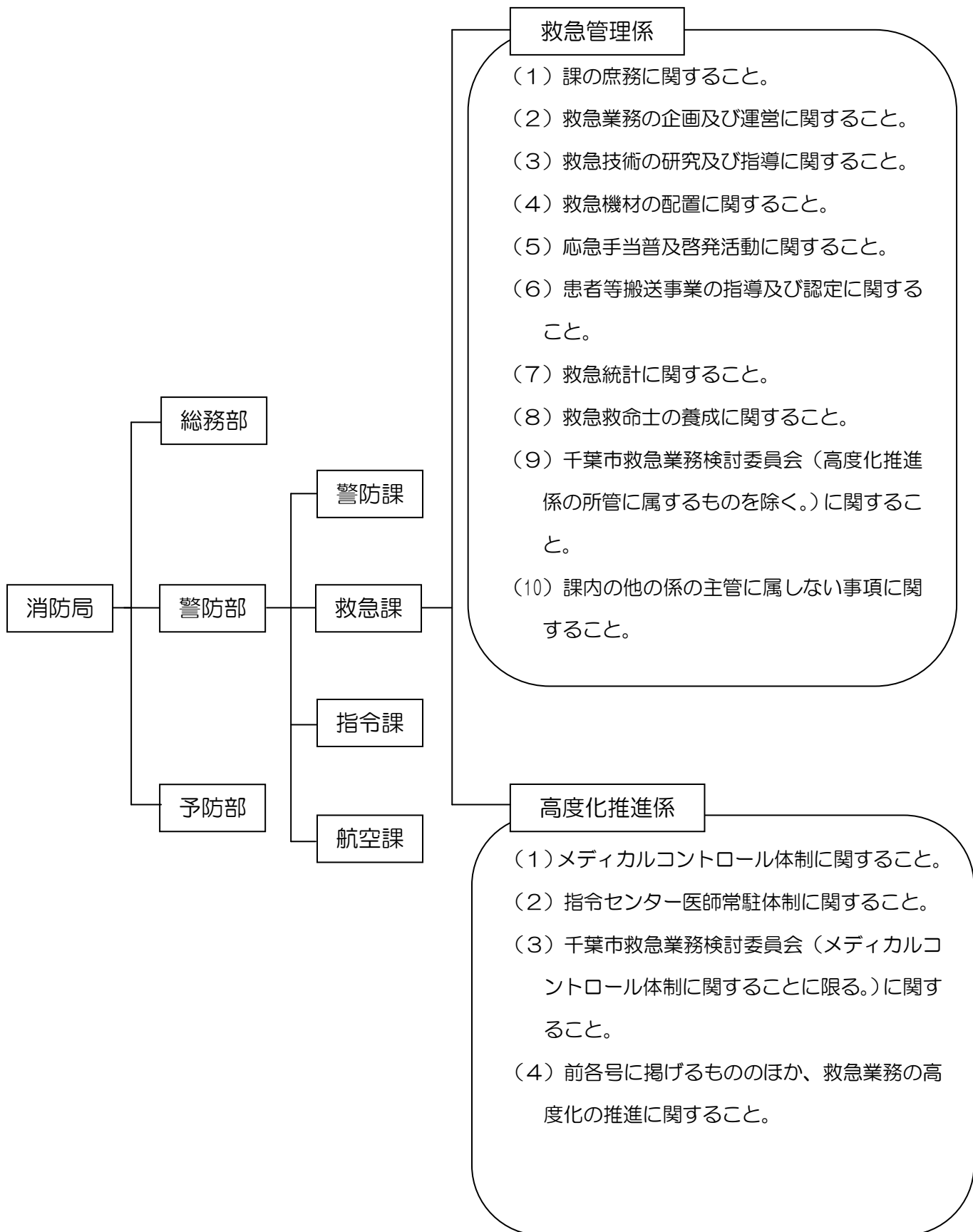
	機 関 名	役 職	氏 名
1	千 葉 大 学	名 誉 教 授	平 澤 博 之
2	千葉大学大学院医学研究院 再建医学講座救急集中治療医学	教 授	織 田 成 人
3	独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター	病 院 長	増 田 政 久
4	千葉県救急医療センター	医 療 局 長	中 村 弘
5	千葉市医師会	副 会 長	中 野 義 澄
6	千葉市医師会	医療担当理事	高 橋 敬 一
7	千葉県民間病院協会 JFE 健康保険組合川鉄千葉病院	病 院 長	山 本 義 一
8	千葉県民間病院協会 みつわ台総合病院	副 院 長	中 田 泰 彦
9	千葉県民間病院協会 千葉中央メディカルセンター	病 院 長	中 村 孝 雄
10	千葉県民間病院協会 千葉脳神経外科病院	病 院 長	湧 井 健 治
11	千葉県民間病院協会 山王病院	病 院 長	谷 嶋 つ ね
12	千葉市立青葉病院	病 院 長	高 橋 長 裕
13	千葉市立海浜病院	病 院 長	廣 瀬 彰

報告 1

件 名 : 消防局組織改正について

報告要旨 : 平成22年度千葉市の組織改正に伴って、当局の組織も再編成されました。これについて、所管課の組織替えについてご報告をいたします。

資 料 : 資料3「所管課の事務分掌について」



報告2

件 名 : 「指導救命士」の指名について

報告要旨 : 平成21年度に「救急救命士の再教育に関する専門部会」内で検討いただき、平成22年度からスタートいたしました「指導救命士」につきまして、各所属から推薦を受けた者のうち2名を消防局長命で指名しましたのでご報告いたします。

指導救命士

稲毛消防署警防課救急係長 消防司令 斎賀 喜博
救急救命士業務開始日 平成 6 年 7 月 24 日

緑消防署警防課救急係長 消防司令 石田 悦美
救急救命士業務開始日 平成 10 年 3 月 17 日

報告3

件 名 : 「一般救命士の再教育病院実習」について

報告要旨 : 平成21年度に「救急救命士の再教育に関する専門部会」にて検討いただきました「一般救命士の再教育」のうち、「病院実習（48時間）」につきまして、病院実習の現況についてご報告いたします。

一般救命士の再教育病院実習先

みつわ台総合病院

平成22年5月13日（木）、27日（木）

花見川消防署警防課救急係長 消防司令 川上 藤夫

救急救命士業務開始日 平成13年7月16日

千葉中央メディカルセンター

平成22年5月20日（木）、24日（月）

若葉消防署警防課装備係長 消防司令 深山 公裕

救急救命士業務開始日 平成7年7月8日

報告4

件 名 : 指令センター共同運用に伴う「千葉市消防局指令センター医師常駐体制」に関する千葉市救急業務検討委員会の見解について

報告要旨 : 平成21年度第1回千葉市消防局救急業務検討委員会（旧名称）において、各委員からコンセンサスを得ました「指令センター医師常駐体制」につきまして、千葉県に設置されております「指令業務の共同運用とメディカルコントロール体制に関する検討会」に対して、本委員会の見解を文書化して回答することにつきましてご報告いたします。

資 料 : 資料4「指令業務の共同運用とメディカルコントロール体制に関する検討会開催要綱」

資料5「指令センター共同運用に伴う『千葉市消防局指令センター医師常駐体制』に関する千葉市救急業務検討委員会の見解について（回答）」

指令業務の共同運用とメディカルコントロール体制に関する検討会開催要綱

(開催)

第1条 千葉県総務部消防地震防災課（以下「事務局」という。）は、千葉県救急業務高度化推進協議会と千葉県消防指令業務共同運用推進協議会の合同会議として、「指令業務の共同運用とメディカルコントロール体制に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(目的)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討及び調整を行うことを目的とする。

- (1) 指令業務の共同運用とメディカルコントロール体制に関する課題の把握
- (2) 課題への対応方策の検討
- (3) 指令業務の共同運用とメディカルコントロール体制の調整

(検討会)

第3条 検討会は、別表に定める構成員をもって構成する。

- 2 検討会には、座長を置く。座長は、構成員の互選によって選出する。
- 3 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 座長に事故等ある場合は、座長が指定した構成員がその職務を代行する。
- 5 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。

(専門部会)

第4条 座長は、必要に応じ検討会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

(意見聴取)

第5条 検討会及び専門部会は、必要に応じて、関係機関及び関係する学識のある者から意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会に係る庶務は、事務局が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他専門部会に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成21年11月17日から施行する。

別表（第3条）

千葉県医師会	1名	副会長	
救急医療機関	10名	千葉県救急医療センター	センター長
		日本医科大学千葉北総病院	病院長
		総合病院国保旭中央病院	
		国保直営総合病院君津中央病院	
		医療法人鉄蕉会亀田総合病院	
		国保松戸市立病院	
		成田赤十字病院	
		船橋市立医療センター	
		順天堂大学医学部附属浦安病院	
		帝京大学ちば総合医療センター	
学識経験者	2名	千葉大学名誉教授	平澤 博之
		千葉県麻酔科医会	伊東 範行
県職員 （あて職）	1名	健康福祉部理事	
	1名	防災対策監	
消防機関	5名	千葉県消防指令業務共同運用推進協議会長の推薦する者	

平成22年5月17日

指令業務の共同運用とメディカルコントロール
体制に関する検討会事務局 様

千葉市消防局警防部救急課

指令センター共同運用に伴う「千葉市消防局指令センター医師常駐体制」
に関する千葉市救急業務検討委員会の見解について（回答）

平成25年に共同指令センターの運用が開始されることに伴い、千葉市消防局で実施している「指令センター医師常駐体制」を千葉市消防局に設置される共同指令センター管轄内の各消防本部が活用するか否かを検討するうえで、千葉市のメディカルコントロール協議会である「千葉市救急業務検討委員会」の見解についてお示しいたします。

記

- 1 千葉市消防局以外の救急救命士が特定行為を施行する際の指示について
従来どおり、管轄する地域メディカルコントロール協議会において、すでに実施している指示体制を継続する。
- 2 指令管制員の行う口頭指導に関する指導及び助言について
常駐医師は共同指令センターに勤務するすべての指令管制員に対して口頭指導に関する指導及び助言を実施する。
なお、指令管制員の行う口頭指導プロトコルは千葉市消防局のプロトコルを活用する。
- 3 千葉市消防局以外の救急隊への指導及び助言について
千葉市消防局以外の救急隊から指導及び助言の要請があった場合は、これに対応する。

千葉市救急業務検討委員会事務局
（千葉市消防局警防部救急課内）
担当：古川、山口、鮫島
Tel 043-202-1657

報告5

件 名 : 救急隊と航空救急隊の同時出動体制の運用について

報告要旨 : 傷病者の医療機関への搬送時間の短縮と当局航空隊において行っておりました「回転翼航空機による救急業務」の更なる効果的運用を図るため、今般6月1日より「救急隊と航空救急隊の同時出動体制」の運用を図ることといたしましたので、これについて報告いたします。

資 料 : 資料6「救急隊と航空救急隊の同時出動体制運用について」
資料7「回転翼航空機による救急業務実施要綱」

救急隊と航空救急隊の同時出動体制の運用について

航空救急隊によるヘリ救急搬送については「回転翼航空機による救急業務実施要綱（平成21年3月16日 20千消救第1617号）」に基づきを実施しているところであります。

今般、ヘリ救急搬送の更なる効果的運用を図るため、出動手順を下記のとおりに行うこととしました。

1 目的

「回転翼航空機による救急業務実施要綱第3条第3項」の出動手順に、救急隊と航空救急隊との同時出動範囲を明確化し、効果的に運用するとともに市内における重症傷病者及び救命対応症例に対する医療機関への更なる早期収容を実現し、傷病者の救命率の向上を図ることを目的とする。

2 運用開始日（予定）

平成22年6月1日（火） 8時30分から

3 運用細目

- （1）救急隊と航空救急隊の同時出動体制の適応となる症例は、同要綱第2条に掲げるものとする。
- （2）本通知による同時出動体制が有効と認められる地域は、千葉大学医学部附属病院及び千葉県救急医療センターを中心とした半径 6 キロメートル以上の地域とする。
なお、高速道路及び有料道路（インターチェンジから半径 1 キロメートル以内の地域を含む）はその地域から除くものとする。（別図 1 参照）
- （3）本運用細目の対象外症例は次のとおりとする。
 - ア 社会通念上死亡と判断できる場合
 - ・ 明らかに心肺停止が判断できる場合
 - ・ 傷病者の頸部、体幹の切断または頭部の挫滅
 - イ 事前に収容医療機関が千葉大学医学部附属病院または千葉県救急医療センター以外の医療機関に決定している場合
- （4）搬送先がヘリポートを有する市外医療機関の場合は、ヘリ救急搬送を行うものとする。
- （5）同要綱第3条第1項及び第2項は従前どおりの運用とする。

4 運用方法

- （1）指令センター
 - ア 回転翼航空機による救急業務実施要綱第2条の症例に該当した救急要請を受けた場合は、該当する救急隊の出動指令に加えてヘリの同時出動指令を下命する。
 - イ 航空隊から、救急要請場所の直近の緊急時離着陸場を指定された指令管制員は、救急隊にその場所を連絡するとともに、当該緊急時離着陸場の直近消防隊1隊に特命出動を下命する。
- （2）航空隊
 - ア 同時出動指令を受けた後、直ちに救急要請場所の直近の緊急時離着陸場を指定し、指定場所を指令センターに報告するとともに、指令管制員に対して出動救急隊にその内容を周知させる。
 - イ 緊急時離着陸場に到着した救急隊と協力し傷病者をヘリに搬入した後、出動救急隊乗務の救急救命士 1 名を含む救急隊員 2 名を同乗させ医療機関に傷病者を搬送する。

(3) 救急隊

ア 同時出動により現着した救急隊は、傷病者の観察結果から、ヘリ救急搬送の適否を速やかに判断し指令課に報告する。

イ 医療機関（千葉大学医学部附属病院又は千葉県救急医療センター）への収容交渉は原則救急隊が行うこととし、収容先が決定した場合は指令管制員を通じて、航空隊にその内容を周知する。

ウ 傷病者を緊急時離着陸場に搬送した救急隊は、救急救命士を含む救急隊員2名をヘリに同乗させ、医療機関へ搬送する。

エ 傷病者を航空救急隊に引き渡した後、機関員1名により搬送先医療機関に通常走行で車両を回送する。（市外医療機関に搬送した場合の回送先は、千葉市消防局ヘリポートとする。）

(4) 消防隊

ア 救急支援の出動指令を受けた消防隊は、直ちに出勤先である緊急時離着陸場の所在を確認し出勤する。

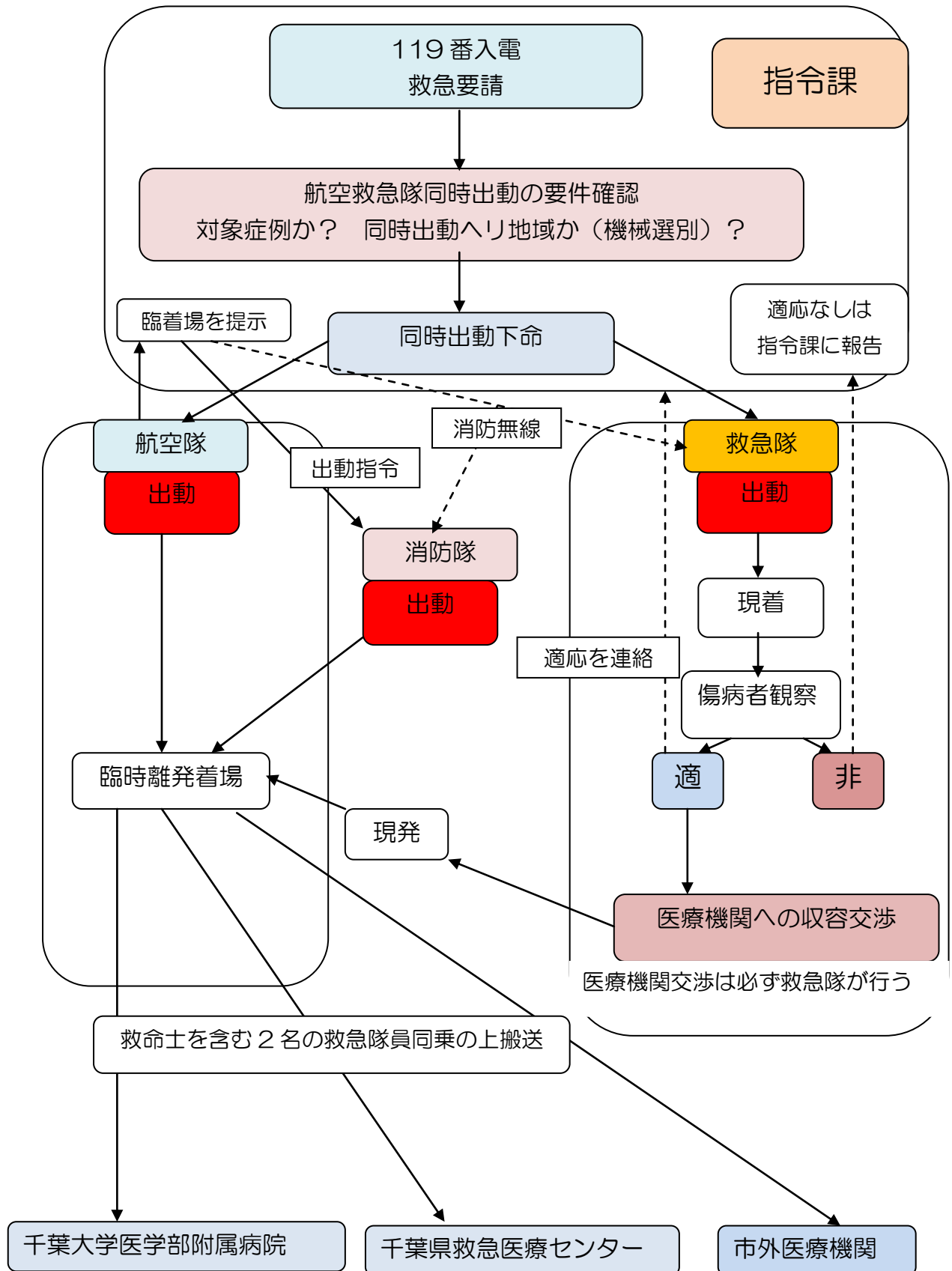
イ 緊急時離着陸場に現着した消防隊は、航空救急隊の着陸に合わせ必要により散水の準備を行うなど支援活動にあたる。

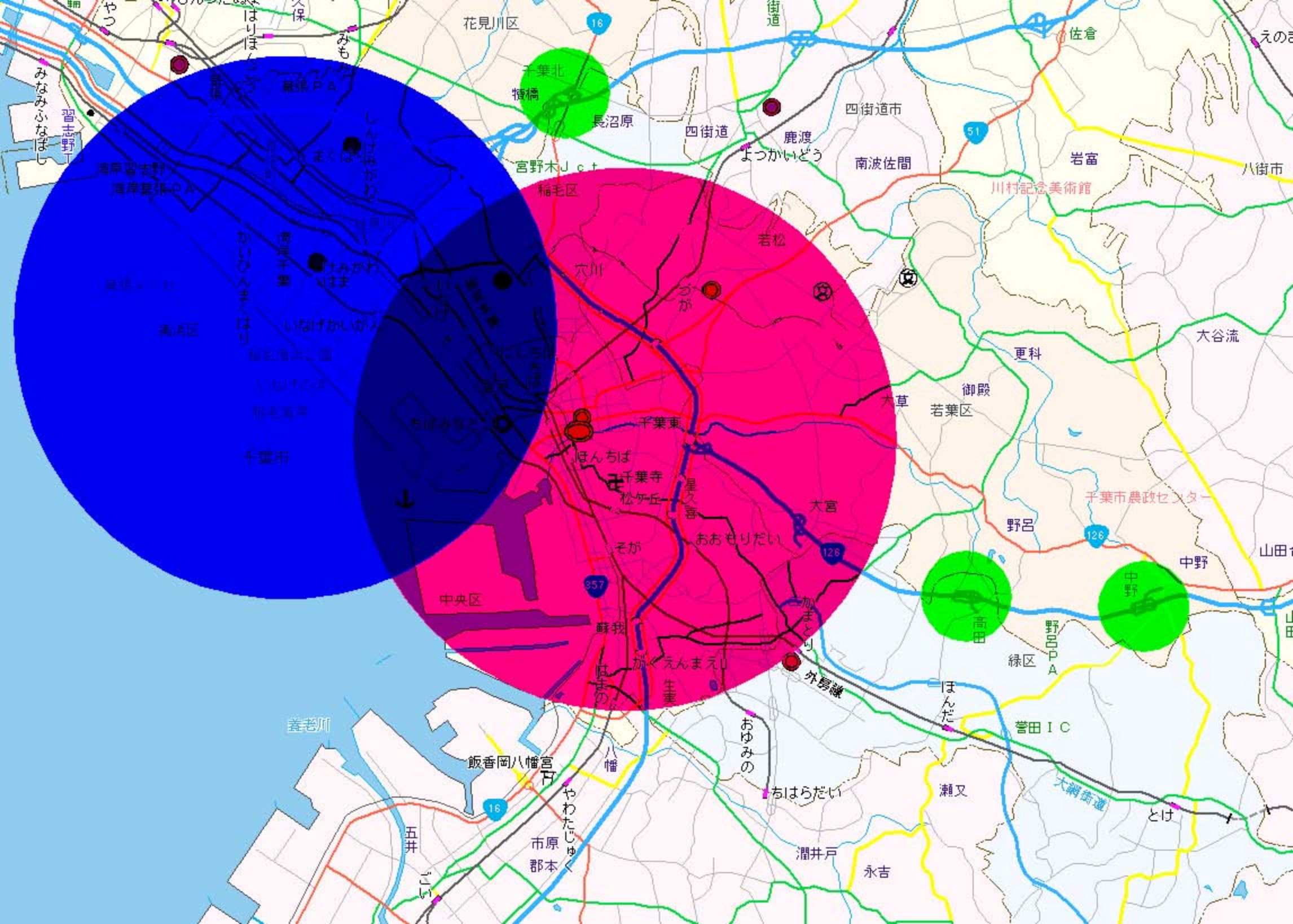
5 その他

(1) ヘリ救急搬送中（離陸から着陸まで）の指令センター常駐医師へのオンラインによる指示、指導、助言は消防無線により、ヘリに同乗する救急救命士が直接行うこととする。

(2) この通知によるヘリ救急搬送の症例は、すべて事後検証対象（救急隊員による要検証）とする。

救急隊と航空救急隊の同時出動体制





20千消救第1617号

消防局及び各消防署

回転翼航空機による救急業務実施要綱を次のように制定する。

平成21年3月16日

千葉市消防局長 能瀬 俊明

回転翼航空機による救急業務実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、千葉市消防救急業務規程（昭和57年千葉市消防局訓令（甲）第8号。以下「救急業務規程」という。）第13条の2の規定に基づき、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を活用した救急搬送（以下「ヘリ救急搬送」という。）を実施する場合に必要な事項について、別に定めるもののほか次のとおり定める。

(適応症例)

第2条 ヘリ救急搬送をする場合の適応症例は、重度熱傷、重度外傷、四肢の切断、重症脳疾患、重症心疾患、その他別表第1に定めるものでこれらに準ずる疾患とする。

(出動手順)

第3条 災害現場指揮者又は救急隊長は、時間及び場所等を勘案し、医療機関までの搬送についてヘリ救急搬送が有効であると認めた場合は、直ちに航空救急隊の出動を要請するものとする。

2 指令管制員（千葉市消防通信規程（平成12年千葉市消防局訓令（甲）第18号）第2条第2項に定める者をいう。以下同じ。）は、前項の要請を受けた場合は、航空救急隊を出動させるものとする。

3 指令管制員は、災害の受報時に前条の適応症例と認められる場合で、かつ、ヘリ救急搬送が有効であると認めた場合は、救急隊及び航空救急隊を出動させるものとする。

(出動隊の編成)

第4条 救急業務規程第5条の3に定める航空救急隊の編成は、ヘリが救急現場直近の緊急時離着陸場に到着した時点で、現場救急隊の救急隊員2人以上を編入するこ

とにより、航空救急隊を編成するものとする。

(搬送先医療機関)

第5条 搬送先医療機関は、原則として次の医療機関とするが、当該医療機関への収容不能時又は転院搬送で他の医療機関へ搬送する必要がある場合は、この限りではない。

(1) 千葉県救急医療センター

(2) 千葉大学医学部附属病院

(活動要領)

第6条 ヘリ救急搬送に伴う活動要領は次のとおりとする。

(1) 指令管制員は、ヘリ救急搬送を指令する場合は次の措置を講ずるものとする。

ア 航空救急隊への出動指令

イ 必要に応じて使用する緊急時離着陸への消防隊等の出動指令

ウ 収容医療機関直近の緊急時離着陸場への救急隊の出動指令

(2) 航空救急隊の出動を指令した場合は、次に掲げる事項を航空救急隊あて速やかに連絡するものとする。ただし、使用する緊急時離着陸場については、航空救急隊との協議により決定するものとする。

ア 事故概要及び傷病者概要

イ 現場活動救急隊名及び救急活動概要

ウ 収容医療機関（交渉状況）

エ 収容医療機関までの搬送救急隊若しくは機関名

(3) 出動指令を受けた航空救急隊は、千葉市消防航空隊運航管理規程（平成4年千葉市消防局訓令（甲）第13号。以下「運航管理規程」という。）第15条に定めるもののほか、次の措置を講ずるものとする。

ア 緊急時離着陸場の使用に関する管理者等への連絡及び確認

イ その他ヘリの運航管理に必要と認める事項

(4) ヘリによる救急活動要領は、救急業務規程第4章に定める救急活動に関する事項を遵守するほか次のとおりとする。

ア 航空救急隊に搭乗する救急隊員は、別表第2に掲げるヘリ装備救急資器材の

ほか必要と認められる資器材等がある場合は、ヘリに積載し救急活動を実施するものとする。

イ 傷病者への応急処置を実施するため、機内において電子機器等を使用する場合は、必ず機長の了解又は許可を受けるものとする。

(航空救急隊の編成を解除する場所)

第7条 航空救急隊の編成を解除する場所は、現場最高指揮者又は機長の判断により次のいずれかの場所とする。

(1) 医療機関収容に使用する緊急時離着陸場

(2) 千葉市消防局ヘリポート

(転院搬送)

第8条 転院搬送については、救急業務規程第23条に基づき実施する。

(ヘリの運航管理)

第9条 ヘリの運航及び管理については、運航管理規程の定めるところによる。

(補 則)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

ヘリ救急搬送適応症例の判断基準

※ 傷病者が事故又は急病等に起因して、次の 1 以上の場合に該当し、重症が疑われる場合。

区 分		事 故 の 概 要 等
受 傷 原 因 等	自動車事故	・ 自動車からの放出 ・ 同乗者の死亡 ・ 自動車の横転 ・ 車が概ね 5 0 c m 以上つぶれた ・ 客室が概ね 3 0 c m 以上つぶれた ・ 歩行者若しくは自転車が自動車にはね飛ばされ又は引き倒された
	オートバイ事故	・ 時速 3 5 k m 程度以上で衝突した ・ ライダーがオートバイから放り出された
	転落事故	・ 3 階以上の高さからの転落 ・ 山間部での滑落
	窒息事故	・ 溺水 ・ 生き埋め
	その他の事故	・ 列車衝突事故、航空機墜落事故、傷害事件（銃・刃物等） ・ 重症が疑われる中毒事故
傷 病 者 の 状 態	バイタルサイン	・ 意識レベルが J C S で 3 0 以上 ・ 脈拍が弱くてかすかにしか触れない、全く脈がない状態 ・ 呼吸が弱くて止まりそうな状態であること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止 ・ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと
	外傷	・ 頭部、頸部、軀幹又は肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血 ・ 2 か所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む）の切断 ・ 麻痺を伴う肢の外傷 ・ 広範囲の熱傷（体の 3 分の 1 を超える火傷、気道熱傷） ・ 意識障害を伴う電撃傷（雷や電線事故で意識がない） ・ 意識障害を伴う外傷
	疾病	・ けいれん発作 ・ 不穏状態（酔っ払いのように暴れる） ・ 新たな四肢麻痺の出現 ・ 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

報告6

件 名 : 平成22年度委員会・専門部会開催予定について

報告要旨 : 今年度事務局において予定しております「平成22年度委員会・専門部会」の開催予定につきまして、ご説明いたします。

資 料 : 資料8「平成22年度委員会・専門部会開催予定表」

平成22年度千葉市救急業務検討委員会・専門部会開催予定

[illegible]

5 その他

平成２２年度第２回千葉市救急業務検討委員会の開催日程について

開催日程　：　平成２２年１２月中旬（予定）

※　日程調整～平成２２年１１月中旬にＦＡＸ送信させていただきます。